

# 小平市障がい者福祉計画 第六期小平市障害福祉計画 第二期小平市障害児福祉計画

## 【概要版】



〈市の木 ケヤキ〉

## ▶ 第1章 計画策定の背景・概要

### 1 計画策定の背景

(3ページ～5ページ)

小平市では、平成27(2015)年3月に「小平市障がい者福祉計画」(平成27(2015)年度～令和2(2020)年度)を、平成30(2018)年3月には、「第五期小平市障害福祉計画」及び「第一期小平市障害児福祉計画」(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)を策定し、障がい者が自ら望む地域生活や障がい児のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図るなど、計画的な障がい者施策を推進しています。

### 2 計画策定の目的

(6ページ)

「小平市障がい者福祉計画」「第五期小平市障害福祉計画」「第一期小平市障害児福祉計画」の計画期間が令和2(2020)年度に終了となるため、これまでの計画を発展的に見直し、進捗状況及び目標数値の達成状況を検証することにより、令和3(2021)年度以降の小平市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

### 3 計画の位置付け

(6 ページ～7 ページ)

本計画の法定上の位置付けは次のとおりであり、3つの計画を一体として策定します。

#### (1) 小平市障がい者福祉計画

障害者基本法第 11 条第3項で定める市町村障害者計画で、小平市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画として位置付けられます。

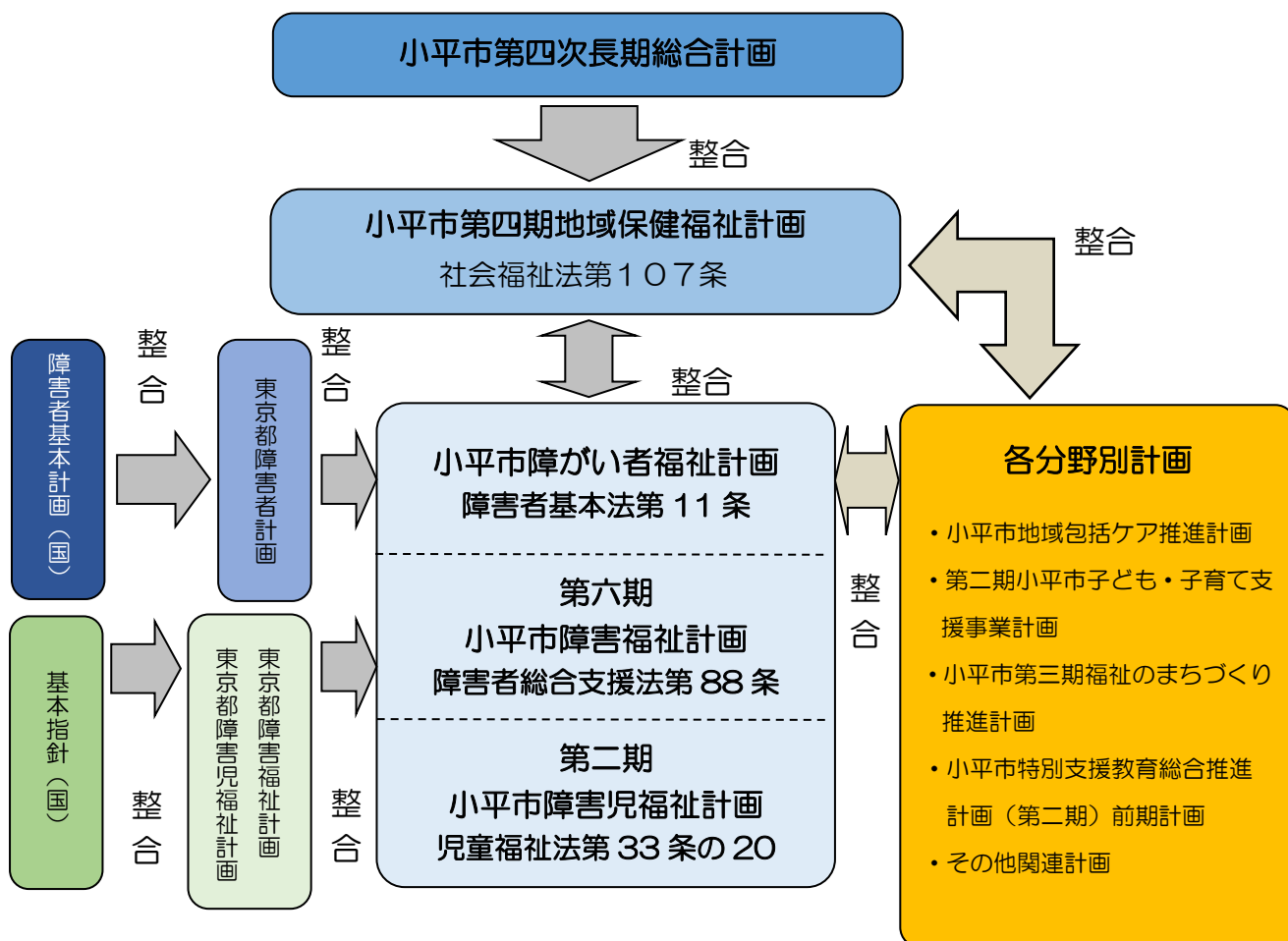
#### (2) 小平市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村障害福祉計画で、「小平市障がい者福祉計画」の実施計画として位置付けられます。

#### (3) 小平市障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項で定める市町村障害児福祉計画で、「小平市障がい者福祉計画」の実施計画として位置付けられます。

国や都の計画との連携を考慮し、関係する他の計画との整合性を図って「小平市障がい者福祉計画」「第六期小平市障害福祉計画」「第二期小平市障害児福祉計画」は、一体の計画として策定します。



## 4 計画の期間

(8 ページ)

### (1) 小平市障がい者福祉計画

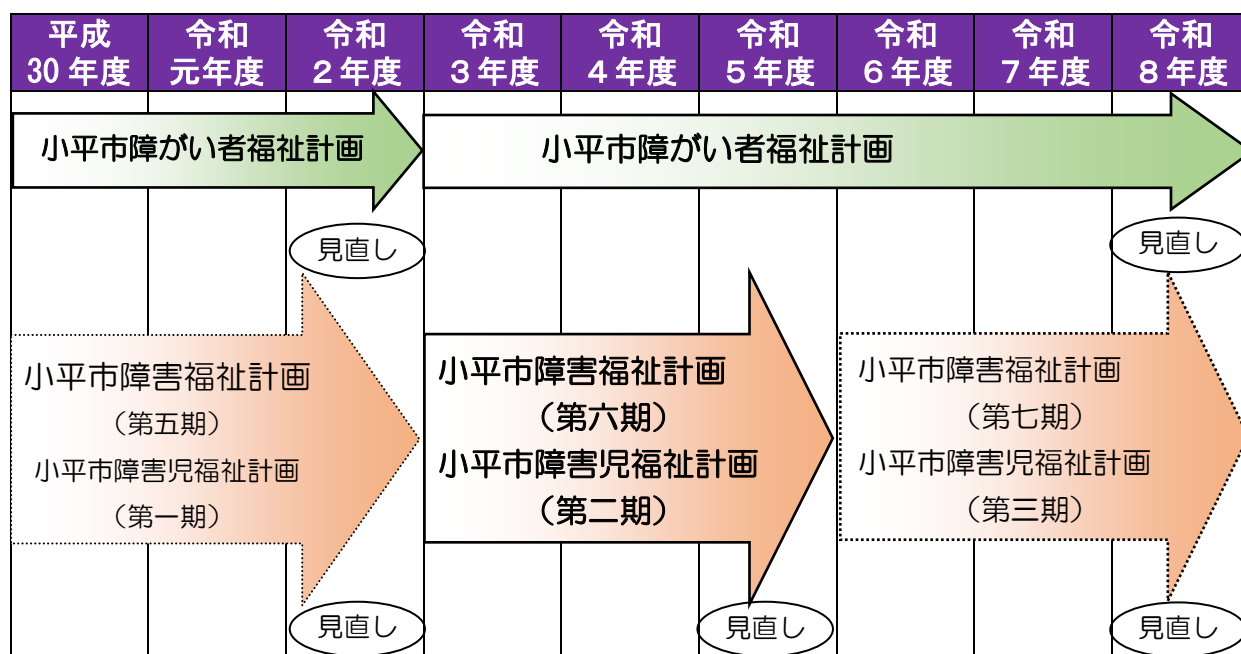
令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間

### (2) 第六期小平市障害福祉計画

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

### (3) 第二期小平市障害児福祉計画

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間



## 5 計画策定の体制

(8 ページ)

本計画の策定に際し、令和元(2019)年10月から11月に障がい者(手帳所持者)、難病等の方及び発達障がい者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しています。

また、障がいの当事者、障がい者福祉関係団体、公募市民などが参加した「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会」を設置し、計画素案などの検討を行いました。

さらに、「地域自立支援協議会」からも意見を聴くほか、本計画素案について「市民懇談会」を開催するとともに、市民意見の募集(パブリックコメント)を実施して、広く市民の声を本計画に反映させるよう努めています。

## ▶ 第2章 障がいのある人の現状と課題

### 1 障がいのある人の人数の推移

(13 ページ～17 ページ)

小平市の人口の推移のほか、身体・知的・精神障がいのある方及び難病等の方などの人数の推移を示しています。また、児童・生徒の状況についても掲載しています。

### 2 アンケート調査の概要

(18 ページ～31 ページ)

障がい者の生活実態や障がい施策に対する意見などを把握して本計画策定の基礎資料とするため、令和元（2019）年10月から11月に、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等の方及び発達障がい者を対象としたアンケート調査を実施しました。「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書（令和2（2020）年3月）」より抜粋した概要を掲載しています。

	今回調査 令和元（2019）年10月～11月			前回調査 平成28（2016）年11月～12月		
	配付数	有効回答数	有効回答率	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	1,628	819	50.3%	1,184	622	52.5%
知的障がい者	463	218	47.1%	299	158	52.8%
精神障がい者	613	265	43.2%	345	147	42.6%
難病等の方	296	142	48.0%	172	91	52.9%
合計	3,000	1,444	48.1%	2,000	1,018	50.9%
発達障がい者※	—	66	—	—	55	—

※発達障がい者は、調査票を、学校・幼稚園・保育園・相談機関等を通じて配付しました。

### 3 障がい者福祉計画（前期計画）における重点施策の評価・課題

(32 ページ～35 ページ)

前期計画で重点施策としていた4つの施策の進捗状況を確認し、評価と課題を整理しました。



<ぶるべー・東京ドロンパ>

## 4 障害福祉計画・障害児福祉計画（前期計画）における成果目標の評価・課題 (36 ページ～42 ページ)

前期計画の成果目標及び活動指標の進捗状況の評価を行い、今後の3年間（令和3（2021）年～令和5（2023）年）に取り組む課題を整理しました。

## 5 障がいのある人の現状と課題 (43 ページ～49 ページ)

「生活支援の推進」、「生活環境の整備」、「教育・発達支援の充実」、「雇用・就労の拡大」、「広報・啓発活動の推進」の5つの観点から、障がいのある人の現状と課題について分析をしています。

現状分析にあたり、前述のアンケート調査、「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会」及び障がい関係団体等からいただいた意見等を参考にしました。

# ▶ 第3章 計画の基本理念・体系

## 障がい者福祉計画の基本理念と施策の体系 (55 ページ～57 ページ)

小平市障害福祉計画・小平市障害児福祉計画の上位計画である「小平市障がい者福祉計画（計画期間：令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」は、基本理念・基本方針を軸として、“施策の柱”に沿って障がい者施策を体系的に推進していきます。

### 《基本理念》

健康で快適・自由で自立した生活の実現  
ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり

### 《基本方針》

- 障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実
- どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり
- ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり











### 施策の柱

1)生活支援 の推進	2)生活環境 の整備	3)教育・発達 支援の充実	4)雇用・就労 の拡大	5)広報・啓発 活動の推進
---------------	---------------	------------------	----------------	------------------

## 第4章 施策の方向と展開（障がい者福祉計画）

「基本理念」に基づいた「基本方針」に立って、重点的に取り組んでいく課題を中心に計画実現のための方向性を定めて、5本の柱立てによる施策を展開していきます。

(61 ページ～100 ページ)

	施策の柱	施策
<p><b>1)生活支援の推進</b></p> 	<p>障がいのある人が、安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、一人ひとりの障がいの特性に合ったサービス提供を行っていくとともに、相談支援体制やグループホームなどのサービスの充実を推進していきます。</p> 	<p>(1) 相談支援と権利擁護の体制の確立 <b>重点施策</b>                      (2) 経済的自立の支援                      (3) 訪問系サービス                      (4) 日中活動系サービス                      (5) 居住系サービス <b>重点施策</b>                      (6) 移動に関する支援                      (7) 保健・医療サービス                      (8) その他サービス</p>
<p><b>2)生活環境の整備</b></p> 	<p>防災・防犯対策の充実を図り、道路や公共施設などのバリアフリー化を一層推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが地域で安心して、快適に暮らせる生活環境を整えていきます。</p>	<p>(1) 福祉のまちづくり等                      (2) 防災・防犯対策等</p> 
<p><b>3)教育・発達支援の充実</b></p> 	<p>障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図り、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関等の連携を強化した総合的な支援を行うため、児童発達支援センターを中核拠点とした体制づくりを推進し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。</p>	<p>(1) 療育・保育・教育の充実                      (2) 特別支援教育の充実                      (3) 放課後活動・生涯学習の充実</p>
<p><b>4)雇用・就労の拡大</b></p> 	<p>障がいのある人が、適切な職業能力を身につけられるよう、自立や就労の訓練を充実させていきます。また、職業能力を持つ障がいのある人が、福祉的就労から一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援を推進していきます。</p>	<p>(1) 就労支援の充実 <b>重点施策</b>                      (2) 就労相談、雇用の場と職域の拡大 <b>重点施策</b></p> 
<p><b>5)広報・啓発活動の推進</b></p> 	<p>障がいのある人とない人が、互いに理解し支え合って生きる共生社会を実現するために、広報・啓発活動をおし、障がいに対する誤解や理解不足の解消を図っていきます。</p> <p>また、障がいのある人が、円滑に情報を受信・発信できるように、情報のバリアフリー化を推進していきます。</p>	<p>(1) 情報提供の充実                      (2) 相互理解と啓発活動の推進                      (3) 情報バリアフリー化の推進                      (4) コミュニケーション支援の推進                      (5) ボランティア活動への支援とボランティアの養成</p>

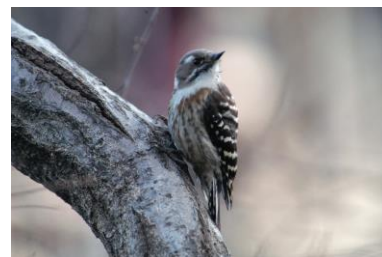
## 重点施策

本計画では、特に積極的な取り組みにより事業を推進していく必要がある次の4つの「個別施策」を、重点的な取り組みとして掲げています。

### 1つ目の重点施策

#### 相談支援と権利擁護の体制の確立

- 障がい者（児）の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう相談支援体制を充実させ、地域移行を支援・促進します。
- 「地域自立支援協議会」において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの各分野の連携を図り、生活支援の充実を推進します。
- 令和4年度を目途に児童発達支援センターを開設し、開設後は同センターを中心に、早期発見・早期療育を充実させるとともに、関係各課、機関等の連携により、発達支援を推進します。



<市の鳥（こげら）>



<グリーンロード>

### 2つ目の重点施策

#### 居住系サービス

- 地域での住まいを確保するため、グループホームを計画的に整備していきます。
- 障がいのある人の地域での住まいの確保に支障が生じることのないよう、地域移行支援、地域定着支援、障がい者自立体験事業や住宅入居等支援事業を活用し、賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人への支援を行います。

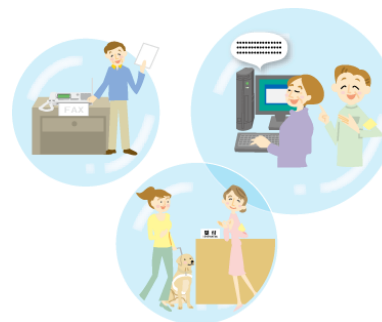


### 3・4つ目の重点施策

#### 就労支援の充実

#### 就労相談、雇用の場と職域の拡大

- 働くことを希望する障がいのある人に対して、職業訓練の場を提供し、一般就労に結びつくよう支援します。
- 一般企業などで働くことを希望する障がいのある人のために、公共機関や企業での雇用の場の拡大を推進し、就労が継続できるよう支援します。





# ▶ 第5章 サービスの提供について ～成果目標とサービスの見込み量～

(第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画)

## 1 計画の基本的な考え方 (103 ページ～104 ページ)

### (1) 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念

- 1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

### (2) サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。


## 2 成果目標 (105 ページ～116 ページ)

### <第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画が目指す目標>

「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、これらの課題について、令和5（2023）年度を目標年度とする成果目標を設定します。

**① 施設入所者の地域生活への移行**

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末の入所者 113 人のうち、9人（8％）が地域移行し、令和5（2023）年度末の施設入所者数が 107 人（6 人減、5.3％減）になることを目指します。







#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- 令和5（2023）年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を37人（27%増）とすることを目指します。

<目標値の内訳>

- 就労移行支援事業からの年間一般就労移行者数 26人
  - 就労継続支援A型事業からの年間一般就労移行者数 1人
  - 就労継続支援B型事業からの年間一般就労移行者数 10人
- 
- 令和5（2023）年度において一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率を70%とすることを目指します。
  - 令和5（2023）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が70%とすることを目指します。

#### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

- 令和4（2022）年度を目途に障害者福祉センターの改修及び増築により、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの設置を進めます。
- 保育所等訪問支援は、児童発達支援センターにおいて実施するとともに、令和5（2023）年度末までに、利用しやすい体制の構築を目指します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスについて、今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけます。
- 令和元（2019）年度に、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための連絡・調整の場として、「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を設置しました。

この連絡会で、実態把握を行い、災害時の支援体制の構築等を進めるとともに、令和5（2023）年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。



#### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5（2023）年度までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを目指します。

#### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

令和5（2023）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。

### 3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量

(117 ページ～143 ページ)

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系】

		事業名			事業名
① 指定障害福祉サービス	(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）	④ 地域生活支援事業	(1) 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業
		② 重度訪問介護			② 自発的活動支援事業
		③ 同行援護			③ 相談支援事業
		④ 行動援護			④ 成年後見制度利用支援事業
		⑤ 重度障害者等包括支援			⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	(2) 日中活動系サービス	① 生活介護			⑥ 意思疎通支援事業
		② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）			⑦ 日常生活用具給付等事業
		③ 就労移行支援			⑧ 手話奉仕員養成研修事業
		④ 就労継続支援（A型・B型）			⑨ 移動支援事業
		⑤ 就労定着支援			⑩ 地域活動支援センター
		⑥ 療養介護	(2) 任意事業	① 訪問入浴サービス事業	
		⑦ 短期入所（ショートステイ）		② 日中一時支援事業	
	(3) 居住系サービス	① 自立生活援助		③ 自動車運転免許取得費補助事業	
		② 共同生活援助（グループホーム）		④ 自動車改造費補助事業	
		③ 施設入所支援		⑤ 点字・声の広報等発行事業	
	② 相談支援	① 計画相談支援		⑥ 社会参加支援事業	⑤ 地域福祉 推進事業
		② 地域移行支援	② 働く場・訓練の場の拡大	② 働く場・訓練の場の拡大	
		③ 地域定着支援	③ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進	③ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進	
③ 障がい児支援	① 児童発達支援	④ 障がい者自立体験事業	④ 障がい者自立体験事業		
	② 医療型児童発達支援				
	③ 放課後等デイサービス				
	④ 保育所等訪問支援				
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援				
	⑥ 障害児相談支援				



<障がい者作品展>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援・障害児相談支援について、各サービスの事業名、内容、見込み量及びサービス量の確保のための方策について記載しています。

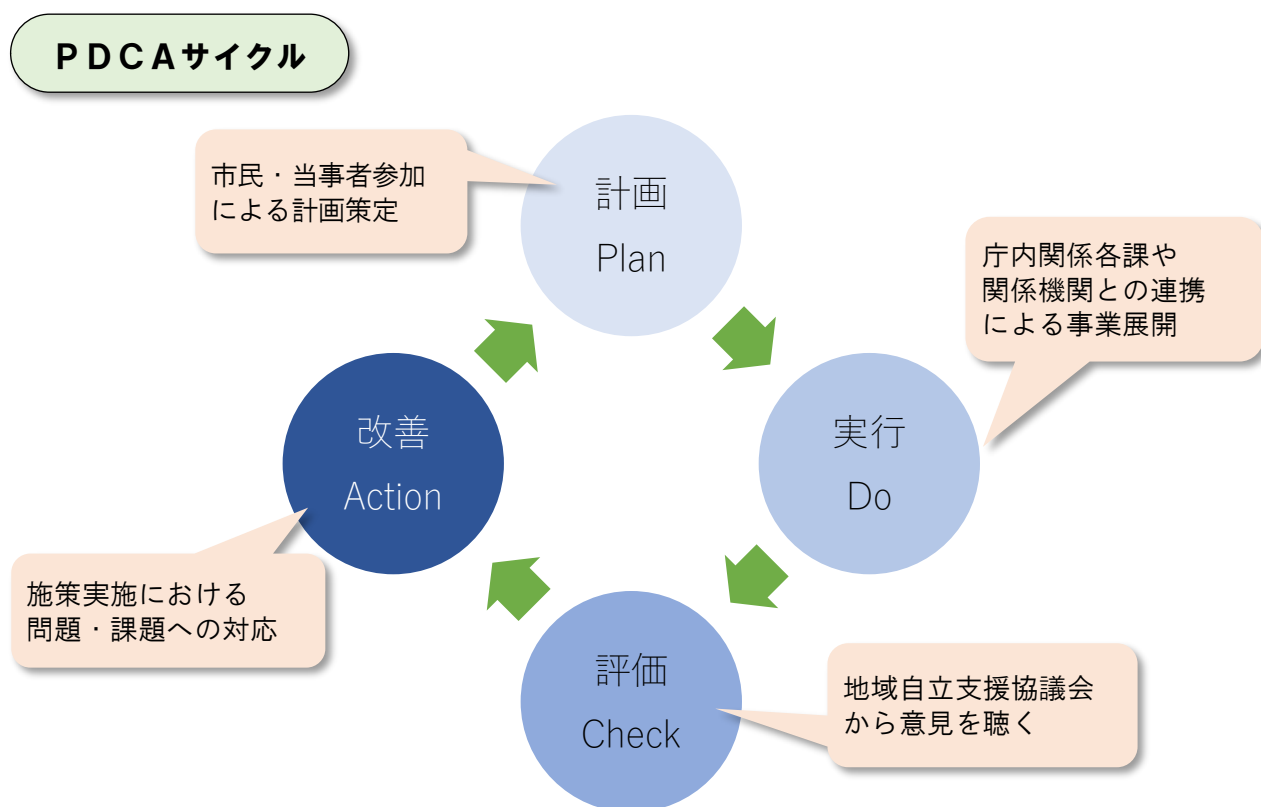
## ▶ 第6章 計画の推進と進行管理

(147 ページ～148 ページ)

本計画では、行政・事業者・市民が一体となって、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がいのある人を支えるネットワークの構築を目指していきます。

地域自立支援協議会において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図り、成果目標・見込み量（活動指標）等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や成果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・都の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じ見直しをします。



発行／小平市健康福祉部障がい者支援課

〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話：042(346)9540(直通) FAX：042(346)9541

電子メール：syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

令和3(2021)年3月発行